**酒井教育長定例記者会見概要**

日時：平成３０年６月２２日（金曜日）１４：００～１４：２０

場所：大阪府庁別館６階　委員会議室

【教育長より】

大阪府北部を震源とする地震への対応について

　はじめに、このたびの、大阪府北部を震源とする地震で、お亡くなりになられた方々とそのご家族に対し、心からお悔やみ申し上げます。また、負傷された方々、自宅等が被災された方々に、心からお見舞い申し上げます。

とりわけ、高槻市の児童、さらには通学路の安全を見守っていただいていた方がお亡くなりになったことは、教育関係者にとって、大変悲しく、痛ましい出来事です。このようなことを繰り返さないよう、学校及び通学路の安全確保に向けて、府教育庁として最大限の努力をしていかなければならないと考えています。

発災時刻の１８日（月曜日）午前７時５８分、私自身は自宅で出勤準備をしていました。自宅は大変散乱していたのですが、職場に向かう途中、災害対策本部に備えて、府立学校の安全確認など情報収集にあたるよう、教育総務企画課に指示しました。その際、府立学校の休校等の指示は私からは行っていません。

学校のブロック塀に関してですが、府立学校に対しては、１８日に緊急点検を指示しました。点検結果に基づき、危険性が高いと思われる学校から、順次現地確認を行い、必要な対策を講じているところです。あわせて、現在、全府立学校を対象に、コンクリートブロック塀等の点検を実施しており、そちらについても、今後、結果を踏まえて必要な対策を講じていきたいと考えています。

府内の市町村教育委員会に対しては、文部科学省の通知を受け、２０日付けで「学校におけるブロック塀等の安全点検等について」という通知を出し、改めて耐震対策の状況及び劣化・損傷の状況に係る安全点検の実施を依頼しています。私立学校園に対しても、同様の緊急点検を依頼しました。

通学路についてですが、住宅まちづくり部のご協力をいただき、府立学校及び市町村教育委員会に対して、２１日付けで、改めて通学路上の危険と思われるブロック塀等について点検確認し、その結果について、学校が所在する市町村の建築担当部局に相談するよう通知しました。また、私立学校に対しても、本日付けで同様の通知を出しています。

学校等の被害状況については、お配りした資料のとおりです。休校措置については、１８日の発災日には、府立学校１０１校、公立小中学校等８９１校だったところ、４日後の２２日現在は府立高校２校となっています。なお、２０日は大雨による二次災害を避けるため、大雨警報が発令された場合は休校等の措置を講じるよう、教育庁として指示しました。現在、休校措置を講じている府立高校２校については、いずれも週明けには開校予定です。

次に、市町村教育委員会への人的支援についてです。これまでに、高槻市立寿栄小学校に、府教育委員会のスクールカウンセラー１名、高槻市教育委員会に府指導主事１名を派遣しています。また、本日より、茨木市教育委員会へも府指導主事１名を派遣しています。今後、市町村教育委員会からの要請があれば、スクールカウンセラーの追加派遣等を検討していきます。

関連事項として、２０日に実施を予定していたチャレンジテストについては、被害状況に鑑み、実施を見合わせました。今後の対応については、実施日程等について調整中であり、できるだけ早く方向性を定めて、学校・保護者に周知したいと考えています。

また、国に対しては、「学校施設の安全確保」「学校に対する人的支援」「文化財修理費用補助金の拡充」「社会教育施設の安全確保」等を緊急要望することを検討しています。

学校は、子どもたちにとって安全・安心な場所でなくてはなりません。今後も、あらゆる角度から学校の安全について点検し、対策を講じていきます。私からは以上です。

【質疑応答】

（ 記 者 ）府立学校のブロック塀の点検を行っていますが、基本的には、「危険な場所がないか」「法律に適合しているか」という大きく二つの観点を調べているかと思います。箕面市では、学校のブロック塀すべてを撤去する方針を固めたそうですが、今後点検結果が出てきたときに、府教育庁としては、具体的にどういった対応をされますか。

＜教育長＞ もちろん、安全第一という観点ですので、全てを撤去するというのも一つの選択肢として箕面市は判断されたのだと思いますが、府教育委員会としてはまだそこまでの判断には至っていないと考えています。発災日の１８日から点検を行っていますが、安全確保という意味では、まずは、誰が見ても危険なところを重点的に回復させる、危険回避するということが重要だと考えています。次に、安全点検について文部科学省から通知が出されているところですが、また、これは学校に限らず府有施設全般に言えることですが、既存の状態が違法となっているところは、行政として当然回復しなければいけません。そうしたときに、どこが違法となっているのかをきちんと点検することが重要であり、今その作業を一生懸命行っているところです。その結果として、まず危険状態を回避する、さらにその上で違法状態を回避する必要のある施設が全体としてどれぐらい出てくるのか、まだ想像できていませんので、その量をつかみ、優先順位をつけて進めていくことが、通常の行政のステップだと思っています。箕面市や色々なところで、ブロック塀そのものがどうかという話もありますが、行政的には、ブロック塀すべてがアウトということにはなっていないだろうと思います。建築基準法上、基準を満たせば認められているわけですから、その範囲で使用するのが筋だろうと現段階では考えています。

（ 記 者 ）どれぐらいの予算や時間がかかるか今のところわからないにしても、基本的に危険な状態は解消するという・・・

＜教育長＞ 時間があまりにもかかるようでしたら、また考えないといけません。また、府だけでやりきるということではなくて、国全体でこれだけの問題になっているわけですし、昨日も総理大臣が来られて、ああいうかたちで知事にもおっしゃっていただいているわけですから、国からも支援いただくことによって、安全でない状態をいかにして一刻も早く回復するかというところに全精力を傾けるということだと思います。

（ 記 者 ）不適合なものについても、基本的にはすべて法律に見合うかたちに変えて

いくということですか。

＜教育長＞ それは、行政の当然の責務だと思います。

（ 記 者 ）ブロック塀に関してですが、高槻市では、一度、市教育委員会で点検し、目視でも危険だと分かるのに、安全だと判断されていたということですが、これを受けて教育庁では、専門家によるチェックをするのですか。

＜教育長＞ 私も報道でしか把握していませんが、高槻市教育委員会は、ハンマーでたたき、強度を確かめて大丈夫とおっしゃったということですが、そもそもブロック塀の危険性というのは、宮城県沖地震でブロック塀が倒れて、建築基準法を改正したというところから始まっていますから、私も専門家ではありませんが、ハンマーによる強度と、地震によるゆさぶりの強度というのは違うのだろうと思います。よって、ハンマーで叩いて大丈夫だと判断したというのは、やや行政的ではなかったと思いますし、大阪府で行う以上は、きちんと専門家の目で見ていただくということを基本にしたいと考えています。

( 記 者 ) 府の職員の中の専門家でチェックするのか、それとも、委託業者に頼むのかといったところはどうお考えですか。

＜教育長＞ もちろん教育委員会の中にも、技術系の専門職は１０人ほどいます。ただ、今回は量がどれぐらいあるかによって考えなければいけません。まずは専門職の目で見て、見る目が足りなければ、それを補うために外に出すことも必要ですし、我々は被災地ですから、個人的には、関西広域連合にお願いするといった方法もあるのではないかと思っています。今、施設財務課が大変な状況になっていますが、頑張ってくれていますので、これからの状況を見ながら、考えていきたいと思います。

（ 記 者 ）安全点検の話ですが、今のところ、住宅まちづくり部が作ったチェックシートに基づいて、各学校で、先生や職員の方が点検するのですか。

＜教育長＞ 明らかに危ないところは、すでに施設財務課が現地に行って確認をしています。その次の段階として、チェックシートがあり、チェックシートは一種のマニュアルですから、専門性がそれほど高くなくても、それに従って行えば、ある程度の水準までのチェックができますので、チェックシートというフィルターであぶりだして、やはり危ないということになれば、そこからさらに専門的な調査をすることになります。

（ 記 者 ）今回は緊急の点検ということですが、今後ブロック塀の点検を各市町村教育委員会や学校が行う時に、そのまま市町村教育委員会に任せるのか、それとも市の建築課のような詳しい専門家に行ってもらうのかは、今後各市町村に呼びかけをされるのでしょうか。

＜教育長＞ 一義的には市町村教育委員会の責任で、あるいは首長部局も含めた市の責任で、専門的な目でチェックをすべきだと思います。ただ、マンパワーの面や技術的な問題などで市町村の中ではまわらないという状況があれば、それは広域自治体としての大阪府の役割だと思いますので、教育委員会というよりも、違う部局も含めてお願いするのかなと思います。

（ 記 者 ）大阪市などでは、地震が発生時に、すでに保育所に預けられていた子どもを、すぐに保護者に返せなかったという事例があったようなのですが、府が所管する学校で、災害時に生徒を学校に残しておくのか、自宅へ返すのかという判断をする際、教育長がお気付きになった今後への課題があれば教えてください。

＜教育次長＞特に支援学校では、単純に保護者へ児童生徒を返すわけにはいかないケースが多いですので、今回下校の指示をする際には、確実に保護者と連携し、児童生徒を返すよう指示をしています。

（ 記 者 ） そこでなかなか親と連絡がつかなかったりとか・・・

＜教育次長＞それはありますが、だからといって、単純に返すことはしていません。

＜教育長＞　今回の場合、登校してしまっている生徒もいれば、登校途上の生徒も、家の近所にいる生徒も、家にいる生徒もいて、状況は様々でした。一義的には、学校長が学校の状況を見て、判断してもらうことになります。それぞれの現場の状況がありますので、大手前庁舎から「全員下校しなさい」「全員登校しなさい」と指示するのは、ナンセンスだと思っています。ただ、一定のルールがマニュアル化できるのであれば、検討の余地はあると思います。こういうケースが多ければこういった指示を出したほうがいいなど、教育委員会としても、助言する立場からは、考えることができるかなと思います。